

1 補助金制度見直しの背景

小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会、商工会議所及び商工会連合会の行う巡回指導など経営改善普及事業により小規模事業者の経営及び技術の改善を図るため昭和36年度から実施されている。

近年、従来からの経営改善普及事業に加え、街づくり事業などの地域振興事業等（以下「準ずる事業」という。）が増加し、商工会議所・商工会によっては「準ずる事業」の比重の方が大きいところもある。

一方、経営指導員などの増員が難しい状況にあるため、事業計画どおりに事業を実施することが困難となっている現状がある。

平成19年度に、一部商工会議所において県に報告された巡回指導及び窓口相談などの実績報告の中に実施されていなかったものがあることが判明したことも、このような現状が背景にあるものと考えられる。

このため、この補助金制度を実態に合ったものとするため、本委員会を設置して、制度見直しの方向について検討を行った。

2 補助金制度見直しの検討経過

委員長の古池名古屋学院大学教授、副委員長の森岡中部大学准教授の学識経験者2名、商工会議所・商工会から実務に精通した中小企業相談所長等の職員をそれぞれ3名、行政から2名の委員で構成する本委員会を設置した。

また、本委員会と並行して商工会議所連合会及び商工会連合会に

においてもワーキンググループを設置し、現場の立場から議論を深め、本委員会での議論に反映させるとともに、本委員会の検討結果についても各ワーキンググループにフィードバックするなどし、両方が連携をとって検討を進めてきた。

第1回目は、平成20年6月13日（金）に開催し、補助金制度の現状と課題を整理した。

第2回目は、平成20年8月26日（火）に開催し、第1回目において整理された課題への対応案について、商工会議所連合会、商工会連合会の各ワーキンググループにおいて検討した結果を出し合い、課題ごとに見直しの方角について議論した。

第3回目は、第2回目の議論とその後の商工会議所連合会、商工会連合会の各ワーキンググループでの議論を踏まえ、補助金制度見直し案の取りまとめを行った。

また、3回の検討委員会の開催に並行して、商工会議所連合会においては5回、商工会連合会においては6回のワーキンググループが開催された。

3 補助金制度を取り巻く現状と課題

(1) 補助金制度の概要

小規模事業経営支援事業費補助金は、商工会、商工会議所に経営指導員を配置して、巡回指導など小規模事業者に対する経営改善普及事業等を推進することにより、経営及び技術の改善を図り、健全な企業として育成していくことを目的としており、このため、補助金額の約97%が人件費補助となっている。

(2) 巡回指導事業の現状と課題

巡回指導については、県は全小規模事業者に対して最低3年に1回指導を行うことを目安としているが、増加している「準ずる事業」との関係から目安どおり巡回できない商工会議所・商工会がある。

また、3年に1回、巡回指導を行うことが必ずしも小規模事業者のニーズに合った経営改善普及事業となっていないのではないかと指摘もある。

そのため、

- ア 巡回指導の回数の目安を見直して、新たな目安を置くことも検討する必要がある。
- イ 指導の目安が回数重視となっているが、訪問回数の多寡が必ずしも効果的な指導につながっていない面がある。このため、巡回指導が効果を上げるための巡回方法を工夫していく必要がある。
- ウ 巡回指導が効果を上げているかどうかについては、現在、具体的に評価することが難しくなっている。このため、何らかの形で巡回指導の効果を評価する方法を導入し、指導の量的面のみならず、質的な面からも評価していく必要がある。

(3) 「準ずる事業」の現状と課題

「準ずる事業」が近年増加しており、商工会議所・商工会によっては中心的な事業になっているところもある。しかしながら、経営指導員の増員が困難である中で、「準ずる事業」は、あくまで

も巡回指導等の経営改善普及事業に附帯する事業として位置付けられているため、「準ずる事業」の増加により経営改善普及事業を計画どおり実施することが困難になりつつある。

従って、「準ずる事業」を本来的な補助対象事業として明確に位置付けるとともに、小規模事業者のニーズが、将来的に変化することを踏まえ、ニーズ変化に柔軟に対応できる制度に見直す必要がある。

また、「準ずる事業」については、附帯的事业であるため、補助金の申請時に県の承認を得るだけでいいことから、事業計画や目標が明確にされておらず、かつ、実績報告の対象となっていないため、適切な事業実施を担保・確認することが困難となっている。

このため、

ア 経営指導員のマンパワーを踏まえ、かつ、小規模事業者のニーズにも合致する事業実施のあり方についても検討する必要がある。

イ 「準ずる事業」についても、事業計画や目標をきちんと設定し、実績報告も行うことにより、適切な事業実施を担保・確認する必要がある。

4 課題に対する対応策

(1) 見直しの基本的な考え方

小規模事業経営支援事業費補助金制度の見直しに当たっては、以下の4点を基本的な考え方として、整理することとする。

ア 適切な目標を掲げること。

- イ 事業に地域事情を考慮すること。
- ウ 事業の効果測定を行うこと。
- エ 事業実施の透明性を確保すること。

(2) 巡回指導事業の課題に対する対応策

- ア 補助対象事業の基本である巡回指導の実施は、今後も堅持するが、これまでの3年に1回の指導にこだわらず、各商工会議所・商工会毎に地域事情に応じて、回数目標や重点分野などの目標を設定して管理するとともに、透明性を確保するため設定した目標は公開するものとする。
- イ 効果的な巡回方法については、地域事情に応じて各商工会議所・商工会で判断して行い、その効果については、目標達成度等で判断していくものとする。
- ウ 設定した目標の評価方法の1つとして、巡回又は窓口相談などを利用してアンケート等で小規模事業者から見て事業が効果的に行われているかどうか調査を行うものとする。

(3) 「準ずる事業」の課題に対する対応策

- ア 「準ずる事業」を本来的な補助対象事業として明確に位置付ける。
- イ 「準ずる事業」には、様々なものが含まれることから、メニュー化しガイドラインとして整理する。

また、ガイドラインに含まれない事業であっても、地域特性

を反映して、本来的な補助対象事業として位置付けるべき事業が出てきた場合には、個別に承認するものとする。

ウ 各商工会議所・商工会は、ガイドラインに示された事業等から、経営指導員のマンパワーに対応し、かつ、地域事情に応じた（ニーズに適合した）事業を選択して実施する。選択した実施事業については、個々に地域事情に応じて具体的目標を設定し、これを評価、管理する。なお、設定した目標の評価方法の1つとして、巡回指導と同様に、巡回又は窓口相談などを利用してアンケート等で小規模事業者から見て事業が効果的に行われているかどうか調査を行うものとする。

エ 「準ずる事業」を本来的補助対象事業として位置付けることから、経営改善普及事業を含めて事業毎に目標設定した事業計画を策定し、事業内容及び事業量についてチェックするとともに、事業実績については、商工会議所・商工会において評価するとともに、県に報告し、これを公表することとする。

5 見直しの実施時期

速やかに実態に合った補助金制度とするため、平成21年度から実施するものとする。

6 今後の課題

本検討委員会において検討してきた課題に対する対応策については、県において今後、平成21年度事業に反映させるべく検討がなされるが、次の事項について、引き続き商工会議所・商工会におい

ても検討していく必要がある。

(1) 見直し実施までに検討すべき事項

ア 事業の評価手法を手続きなどの実務面を含めて、検討していく必要がある。

イ 評価方法の1つとして、小規模事業者のニーズや事業の効果をアンケート等で調査するが、アンケート内容やアンケートの実施方法について、検討していく必要がある。

(2) 中期的に検討すべき事項

ア 事業の評価結果に基づき何らかのインセンティブを与えるべきではないかとの提案がなされたが、これについては、まずは評価制度の確立を優先して、将来的な検討課題とする。

イ 経営指導員のマンパワーに対応した事業にするため、事業執行の方法として経営指導員以外の職員も巡回等に対応するため、専従体制の見直しと組織単位での実績評価の導入について提案があったが、経営指導員以外職員の指導を実績とすることは実態に合わせて認めるものとするが、専従体制の見直しは、補助金制度の基本的な考え方を変更するものであり、今回のような短期間で結論を出せる課題ではないため、将来的な検討課題とする。

ウ 毎年度検証を行い、より効率的で、より効果的な事業となるように努める。

愛知県小規模事業経営支援事業費補助金制度見直し検討委員会 委員名簿

	氏 名	所 属 等
学 経 識 験 者	古 池 嘉 和	名古屋学院大学経済学部政策学科 教授
	森 岡 孝 文	中部大学経営情報学部経営学科 准教授
商 工 会 議 所	橋 本 忠 幸	名古屋商工会議所 中小企業・会員支援部 副部長 支部運営・金融グループ長
	鳥 居 馨	小牧商工会議所 中小企業相談所長
	伊 藤 和 明	豊橋商工会議所 中小企業相談所長
商 工 会	水 野 誠 治	愛知県商工会連合会 企画指導課長
	神 谷 昌 典	日進市商工会 事務局長
	柴 田 栄	足助商工会 経営指導員
行 政	杉 本 敬 治	愛知県尾張県民事務所 産業労働課長
	樋 口 光 男	愛知県産業労働部 中小企業金融課長

愛知県商工会議所連合会 ワーキンググループ 構成員名簿

	氏 名	所 属 等
東尾張地区 幹事商工会議所	鳥 居 馨	小牧商工会議所 中小企業相談所長
西尾張地区 幹事商工会議所	浅 野 晃 正	津島商工会議所 中小企業相談所長
東三河地区 幹事商工会議所	伊 藤 和 明	豊橋商工会議所 中小企業相談所長
西三河地区 幹事商工会議所	杉 浦 昌 幸	岡崎商工会議所 中小企業相談所長
知多地区 幹事商工会議所	三 浦 節 也	東海商工会議所 中小企業相談所長
名古屋地区 幹事商工会議所	橋 本 忠 幸	名古屋商工会議所 中小企業・会員支援部 副部長 支部運営・金融グループ長

愛知県商工会連合会 ワーキンググループ 構成員名簿

	氏 名	所 属 等
愛知支部 商工会	加 藤 慎 太 郎	尾張旭市商工会 経営指導員
愛知支部 商工会	神 谷 昌 典	日進市商工会 事務局長
尾北支部 商工会	遠 藤 季 晃	大口町商工会 経営指導員
知多支部 商工会	三 井 真	阿久比町商工会 経営指導員
東加茂支部 商工会	柴 田 栄	足助商工会 経営指導員
北設楽支部 商工会	夏 目 昌 美	東栄町商工会 事務局長
愛知県商工会連合会	水 野 誠 治	愛知県商工会連合会 企画指導課長